

特記仕様書

当該工事と対象工事の請負者が同一となった場合の請負額は、当該工事と対象工事の対象額の合計額により定まる率によって算定した諸経費から、対象工事に係る諸経費を控除して再計算したものとし、これにより変更契約する。

記

当該工事：	建住第5号	図書館等複合施設新築（雪冷房設備）工事
対象工事：	建住第4号	図書館等複合施設新築（地中熱冷暖房設備）工事
	建住第31号	図書館等複合施設新築（衛生設備）工事 (R4年度発注済)